

港区立麻布子ども中高生プラザ管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と公益財団法人児童育成協会（以下「乙」という。）は、令和2年2月19日付けで締結した「港区立麻布子ども中高生プラザ管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第52条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和5年4月1日から適用する。

1 原協定第20条について、次のように改める。

第20条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関連法令及び別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

2 原協定別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を別紙のように改める。

3 原協定別紙2「管理備品等一覧」を別紙のように改める。

4 原協定業務基準書を別紙のように改める。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港 区 長 武 井 雅 昭 印

乙 千代田区四番町2番12号
公益財団法人児童育成協会
理 事 長 鈴 木 一 光 印